



平成 25 年 5 月 30 日

会 社 名 株式会社光ハイツ・ヴェラス  
代表者名 代表取締役社長 森 千恵香  
(コード番号 2137 札証アンビシャス)  
問合せ先 企画広報部長 神谷 康弘  
電話番号 011-520-8668

## 株式の分割、単元制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割の実施、単元株制度の採用および定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の分割の実施、単元制度の採用および定款の一部変更の目的

全国証券取引所が平成 19 年 11 月 27 日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の主旨に鑑み、当社株式の売買単위를 100 株とするため、株式の分割を実施するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用することが目的であります。

なお、本件株式の分割の実施および単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の概要

(1) 平成 25 年 9 月 30 日 (月曜日) を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき、100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	20,892 株
今回の分割により増加する株式数	2,068,308 株
株式分割後の当社発行済株式総数	2,089,200 株
株式分割後の発行可能株式総数	3,096,000 株

(3) 分割の日程

基準日	平成 25 年 9 月 30 日 (月曜日)
効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)
新規記録日	平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

#### 3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株式制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

#### 4. 定款の一部変更

(1) 上記の株式分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日) をもって、当社定款の一部を次のとおり変更いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示します)

変 更 前	現行定款 (平成 25 年 5 月 30 日取締役会決議)
(発行可能株式数) 第 5 条 当社の発行可能株式数は <u>30,960</u> 株とする。	(発行可能株式数) 第 5 条 当社の発行可能株式数 は <u>3,096,000</u> 株とする。
(新 設)	<u>(単元株式数)</u> 第 6 条 当社の単元株式数は 100 株とす る。
第 6 条～第 47 条 (条文省略)	第 7 条～第 48 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附 則</u> 第 1 条 第 5 条の変更および第 6 条の新設 ならびにこれに伴う条数の繰り下げは、平 成 25 年 10 月 1 日をもってその効力を生じ るものとする。 第 2 条 前条および本条の規定は平成 25 年 10 月 1 日をもってこれを削除する。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

以上